

VI 主要施策

第1章 学校教育

＜子どもたちに未来を生き抜く力を育む＞

1 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

(1) 少人数学級編制事業

【始 期】 平成30年度

【内 容】 小学校の一部の学年を対象に、国と北海道が定める基準より少ない人数での学級編制を行うため、教員免許を有する会計年度任用職員を市費負担教員として配置する。

【予 算 額】 55,790千円

※ 「30人学級編制事業（平成24年度開始）」と「35人学級編制事業（平成27年度開始）」を平成30年度から統合

(教職員課)

(2) 教員の指導力向上を図る取組の推進

ア 授業力向上に向けた取組の充実

【内 容】 新学習指導要領で求められる児童生徒の資質・能力の育成に向け、教員の指導力向上を図るため、本市の教員と指導主事で構成する各教科等の授業力向上プロジェクトチームにより、教員向け指導資料を作成する。また、教員の授業力向上に資する研修会を開催する。

【令和5年度事業計画】

- ・「授業力向上プロジェクトチーム」の設置
- ・指導資料の作成
- ・学力向上研修会の開催

イ 教育実践推進事業

【始 期】 平成27年度

【内 容】 新学習指導要領の趣旨や「令和5年度 旭川市確かな学力育成プラン」等を踏まえ、現代的な教育課題等について教育実践を推進し、その成果を広く市内に普及することにより、旭川市全体の教育の質の向上を図る。

【令和5年度事業計画】

- ・令和5年度実践推進校の指定
- ・実践推進校の取組の教育指導課ホームページへの掲載

(教育指導課)

(3) 教育支援活動促進事業

【始 期】 平成23年度

【内 容】 北海道教育大学旭川校などの関係機関との連携を深め、地域とともにある学校づくりを推進する。

【令和5年度事業計画】 予算額 412千円

- ・学生ボランティア等の取組を通じた学校教育活動の支援

(教育指導課)

2 新しい時代に対応した教育の推進

(1) 英語教育推進事業

【始 期】 昭和63年度

【内 容】 小・中学校における英語教育及び国際理解教育の充実を図るため、小・中学校へ外国人英語指導助手及び小学校へ外国語活動サポーターを派遣する。

【令和5年度事業計画】 予算額 32,837千円

- ・小学校5年生、6年生及び中学校の英語の授業への外国人英語指導助手の派遣
- ・小学校3年生及び4年生の外国語活動への外国語活動サポーターの派遣
- ・長期休業中の児童生徒向け英語講座「イングリッシュ・チャレンジ教室」の開催
- ・小学校教員英語研修会の開催
- ・小中学校教員英語力向上研修会の開催

(教育指導課)

3 豊かな心を育む教育の充実

(1) 部活動指導員配置促進事業

【始 期】 令和元年度

【内 容】 中学校において、部活動指導の一層の充実と学校における働き方改革の推進を図るため、部活動指導員を配置する。

【令和5年度事業計画】 予算額 3,486千円

- ・部活動指導員の配置 14人

(教職員課, 教育指導課)

4 いじめや不登校等への対応の充実

(1) いじめ問題対策推進事業

【始 期】 令和元年度

【内 容】 いじめ防止等に関わり、学校、教育委員会及び関係機関等と構成する連絡協議会を開催するとともに、附属機関による「旭川市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行う。

【令和5年度事業計画】 予算額 9,075千円

- ・旭川市いじめ防止等対策委員会の開催
- ・旭川市いじめ防止等連絡協議会の開催
- ・生活・学習Actサミットの開催

(いじめ対策担当)

(2) 適応指導教室運営事業

【始 期】 平成11年度

【内 容】 不登校又はその傾向にある児童生徒の学校復帰や自立を図るため、通室児童生徒及び保護者への支援とともに、豊かな情操と社会性を育む指導を行う。

【開設期間】 4月から3月まで(長期休業期間を除く。)

【活動日間】 月、火、木、金曜日の午前9時～午後3時（午後1時から個別指導）

【指導体制】 指導体制 室長（指導主事）1人、指導員（嘱託職員）5人

【令和5年度事業計画】 予算額 11,976千円

- ・個別学習、集団活動、体験活動、カウンセリング等による支援・指導
- ・不登校に関わる相談・講演会
- ・体験活動の集い

【年度別入室児童生徒数】 (単位：人)

区分	年度	R2	R3	R4
児童数		6	5	7
生徒数		46	47	42
合計		52	52	49

(教育指導課)

(3) スクールカウンセラー活用推進事業

【始 期】 平成7年度

【内 容】 全小・中学校にカウンセリングに関する専門的知識や経験を有する臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置・派遣し、生徒の様々な不安や心の悩み等の相談、学校の相談体制に対する教職員への助言等を行う。

【令和5年度事業計画】 予算額 14,669千円

【配置校数及び相談件数】

- ・全中学校に配置、全小学校に派遣

(単位：件)

小中別	年度	R2	R3	R4
小学校		1,782	1,843	1,172
中学校		1,804	2,422	1,665

(学務課)

5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実

(1) 伝統文化体験事業

【始 期】 平成25年度

【内 容】 中学校における和楽器に関する学習の充実を図り、日本の音楽文化に対する生徒の関心を高めるとともに、他国の音楽文化を尊重する態度を養う。

【令和5年度事業計画】 予算額 497千円

- ・中学生の和楽器の演奏体験
- ・音楽担当教員を対象とした和楽器の実技講習会

(教育指導課)

(2) 学校図書館活性化推進事業

【始 期】 平成19年度

【内 容】 学校図書館の活用を推進するために必要な学校司書の配置及び研修等を行うことにより、学校図書館機能の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進する。

【実績】

区分	R3		R4	
	小学校	中学校	小学校	中学校
配置校	52校 (うち担当校方式による配置24校)	23校 (うち担当校方式による配置16校)	52校 (うち担当校方式による配置27校)	23校 (うち担当校方式による配置16校)
実績額(千円)	36,925	13,771	39,107	14,777
学校司書(人)	52		51	

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 41,182千円 中学校 15,670千円

・学校司書51人を74校に配置(うち担当校方式による配置:小学校26校, 中学校16校)

(教育政策課)

(3) 各種大会選手派遣等推進事業

【始 期】 小学校 昭和63年度 中学校 昭和50年度

【内 容】 ・小学校 文化活動の活性化と全道大会・全国大会に出場する児童の派遣費の一部を補助することにより, 保護者の経費負担の軽減を図る。

・中学校 体育文化活動の活性化を図るため, 各種大会の開催経費の一部を補助するとともに, 全道大会・全国大会に出場する生徒の派遣費の一部を補助することにより, 保護者の経費負担の軽減を図る。

【選手派遣補助実績】

区分	小学校						中学校					
	全道大会			全国大会			全道大会			全国大会		
	吹奏楽団体 コンクール	バンド フェスティバル・ アンサンブル コンテスト	合唱	吹奏楽団体 コンクール	バンド フェスティバル・ アンサンブル コンテスト		体育大会	吹奏楽団体 コンクール	合唱	体育大会	吹奏楽団体 コンクール	合唱
R2	-	-	-	-	-		11人	-	-	-	-	-
R3	永山小 緑が丘小 北鎮小	緑が丘小 北鎮小 旭川小	-	-	北鎮小		201人	永山南中 東光中 旭川中 六合中	-	44人	旭川中 永山南中	-
R4	緑が丘小	忠和小 北鎮小 緑が丘小	西御料地小	-	-		161人	永山南中 東光中 旭川中 六合中 永山中 緑が丘中	緑が丘中	47人	永山中 旭川中 永山南中	-

【令和5年度予算額】 小学校 627千円 中学校 6,975千円

(学務課)

6 学校体育と学校保健の充実

(1) 体育・文化活動推進

【始 期】 昭和63年度

【内 容】 部活動に必要な消耗品の購入費を中学校に配当し、部活動の振興と保護者の経済的負担の軽減を図る。

【令和5年度事業計画】 予算額 736千円

- ・部活動の活性化を図るため各学校に配当し、部活動に係る消耗品に充当する。
- ・対象生徒数 5,612人
- ・部活動に参加している生徒 77.7% (令和5年5月1日現在)

(学務課)

(2) 各種環境衛生検査の実施

ア 衛生管理

【内 容】 「学校環境衛生基準」に基づき、学習環境の向上を図るため、学校薬剤師の協力を得ながら、一部業者委託も含め次の各種検査を実施する。(日常検査及び日常点検は、学校職員が実施)

【令和5年度事業計画】

検 査 名	内 容
高架水槽及び飲料水	・日常検査 (遊離残留塩素の検査) ・定期検査 (遊離残留塩素や大腸菌などの水質検査)
プ ール 水 等	・日常検査 (遊離残留塩素, 水温等の検査) ・定期検査 (遊離残留塩素や大腸菌などの水質検査と湿度, 塩素ガス等空気検査)
教室等の環境	・日常点検 (温湿度, 照度等) ・定期検査 (温湿度, 二酸化炭素, 照度, まぶしさ, 揮発性有機化合物) ※ 揮発性有機化合物の測定は、ホルムアルデヒド, トルエン, キシレン, パラジクロロベンゼン, エチルベンゼン, スチレンの6物質 (当分の間アセトアルデヒドを加える。)
ダニアレルゲン検査	・教室等におけるダニ数又はダニアレルゲンの検査を定期的実施

イ 環境衛生

【内 容】 各学校から排出される廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物に区分して回収、処分を行い、児童生徒の学校環境の衛生向上を図る。

【令和5年度事業計画】

- ・一般廃棄物 (可燃及び不燃・資源物) の定期回収及び処分
- ・産業廃棄物の定期回収及び処分
- ・不用品 (机, いすなどの不用品) の年2回収及び処分
- ・不用理科薬品等の年1回収及び処分
- ・紙類再生資源物の随時回収

(学校保健課)

(3) 学校保健活動事業

【内 容】 児童生徒の健康の保持・増進を目的とした定期健康診断等による健康管理及び保健管理を推進する。

【令和5年度事業計画】

検査名	内 容
尿 検 査	児童生徒全員を対象に尿糖、たん白、潜血検査を実施する。
尿 精 密 検 査	尿検査で陽性となった者を対象に専門病院での精密検査を実施し、じん臓病・糖尿病の早期発見、早期治療を促進する。（平成13年度より児童生徒の健康の保持・増進を図るため、検査費用の自己負担金助成）
心 臓 検 査	小学校1年生及び中学校1年生を対象に心電図一次検査を実施し、心臓疾患の早期発見、早期治療を促進する。一次検査により「精密検査」が必要とされた者を対象に専門病院での精密検査を実施する。（昭和63年度より児童生徒の健康の保持・増進を図るため、検査費用の自己負担金助成）
脊柱側弯症検査	小学校4・5・6年生と中学校の全生徒を対象に定期健康診断時において学校医の「脊柱の疾病及び異常の有無」についての判断に基づき「精密検査」が必要とされた児童生徒（ただし、現に加療中の者は除く。）について専門病院でX線直接撮影検査を実施し、脊柱側弯症等の早期発見、早期治療を促進する。（昭和62年度より児童生徒の健康の保持・増進を図るため、検査費用の自己負担金助成）
結 核 検 診	小・中学校全学年を対象にした保健調査票等による調査と学校医による診察を実施する。
結 核 精 密 検 査	結核検診の結果、要検討者とされ結核検診に関わる相談医により「精密検査」が必要とされた者に対し、胸部X線直接撮影検査、ツベルクリン反応検査及びクオンティフェロン検査等を実施する。（平成5年度より児童生徒の健康の保持・増進を図るため、検査費用の自己負担金助成）

【学校医の人数等】

(令和5年4月1日現在) (単位：人)

医師別	区分	実 数	学校別延べ人数		備 考
			小学校 (51校)	中学校 (26校)	
内 科		58	51	26	兼任校あり
眼 科		17	51	26	兼任校あり
耳 鼻 科		18	51	26	兼任校あり
歯 科		102	103	61	兼任校あり 各校1～4人配置
薬 剤 師		70	51	26	兼任校あり

ア むし歯予防対策

【内 容】 児童生徒のむし歯予防を推進し、児童生徒の健康の保持・増進及び健康管理の充実を図る。
平成24年度から全小学校に導入したむし歯予防対策としてのフッ化物洗口を保護者の理解を更に促しながら継続していく。

【予 算 額】 1,729千円

(学校保健課)

7 食育と学校給食の充実

(1) 学校給食管理

【始 期】 昭和29年度

【内 容】 学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康増進を図るほか、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養う。

また、学校給食運営に要する業務（旭川市学校給食物資共同購入委員会の運営、配送委託、白衣等の洗濯、廃油・生ごみの処理）を行う。

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 598,731千円 中学校 126,932千円

・給食施設設備の維持管理及び衛生管理

- ・給食調理員の安全・衛生管理
- ・共同献立の作成
- ・給食指導及び食に関する指導

ア 旭川市学校給食物資共同購入委員会補助金

昭和46年度から、単独給食校及び親子給食校では、旭川市学校給食物資共同購入委員会を、東旭川学校給食センターでは、東旭川学校給食運営委員会を組織している。

両委員会は、各学校、同PTA、市教委で構成し、物資の共同購入及び給食費会計等を担当し、事務処理の効率化を図っている。

なお、旭川市学校給食物資共同購入委員会に対し、補助金を交付している。

【補助金交付実績】 (単位：千円)

年 度	R2	R3	R4
旭川市学校給食物資共同購入委員会補助金	9,726	10,153	11,001

【予算額】 13,015千円

(学校保健課)

(2) 地産地消の推進

【内 容】 地域で採れた農産物は地域で消費するという「地産地消」を基本に新鮮で質の良い地場農産物を学校給食で活用し、子どもたちに「郷土と旬」の味覚と「食の楽しさ」を伝えるとともに食と農に関心を持たせる。

【実 績】 ・学校給食に、年間を通して、可能な限り地場農産物の使用を促進
 野菜の年間使用率 68.1% (道内産)
 ・お米は、旭川産の「ななつぼし」を使用し、パン、ラーメン、うどん用の小麦粉には、道産小麦を使用

【地場農産物の学校給食への使用状況】 (令和4年度) (単位：%)

品目	年 間 使 用 率					8 ～ 10 月 の 使 用 率				
	旭川産	近郊産	道内産	国内産	国外産	旭川産	近郊産	道内産	国内産	国外産
野 菜	8.6	23.3	36.2	31.8	0.1	13.1	35.3	46.7	4.8	0.1
	31.9		36.2	31.8	0.1	48.4		46.7	4.8	0.1
	68.1			31.8	0.1	95.1			4.8	0.1
果 物	0.7	3.8	2.0	31.3	62.2	2.7	10.7	1.0	24.9	60.7
合 計	6.9	19.1	29.0	31.7	13.3	10.9	30.1	37.3	9.0	12.7

(学校保健課)

(3) 米飯給食の実施

【始 期】 昭和53年度
 【実 績】 昭和53年4月から全市一斉に週1回の米飯給食を開始し、昭和54年4月からは週2回、昭和58年4月からは週3回、平成21年4月からは週3.5回実施している。

(学校保健課)

(4) 学校給食への米粉を活用したパンの導入

【始 期】 平成22年度
 【内 容】 学校給食における地産地消や食育の推進を図るため、小・中学校の学校給食において、米粉を使用したパンを提供する。
 【実 績】 令和4年度：米粉パンを給食に36回提供

- 【令和5年度事業計画】 予算額 13,989千円
 ・米粉パンを給食に35回提供（予定）

(学校保健課)

(5) 食事環境整備事業

【始 期】 平成7年度

【内 容】 給食用食器、ランチルーム及びドライシステム調理施設の整備を行い、児童生徒に食事に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、楽しさと潤いのある食事環境を整備する。

ア 給食用食器の整備

【始 期】 平成30年度（PEN食器）、平成14年度（強化磁器食器）

【内 容】 給食用食器にPEN食器を導入し、潤いと豊かさのある食事環境を整備する。

【実 績】

年 度	給 食 用 食 器 の 導 入 校	事業費（千円）
R2	PEN食器の導入（小学校1校、中学校2校）	8,928
R3	PEN食器の導入（小学校3校、中学校1校）	6,420
R4	PEN食器の導入（小学校2校、中学校1校）	4,664

【給食用食器の使用状況】

(令和5年5月1日現在)

区 分	強化磁器食器	PEN食器
小 学 校	31校（導入率 60.8%）	20校（導入率 39.2%）
中 学 校	10校（導入率 38.5%）	16校（導入率 61.5%）
合 計	41校（導入率 53.2%）	36校（導入率 46.8%）

【令和5年度事業計画】 予算額 5,480千円

・陵雲小、東五条小及び神楽小へのPEN食器の導入

イ ランチルームの整備

【始 期】 平成7年度

【内 容】 異学年、異学級、保護者及び地域の人たちとの交流給食を通して、児童生徒の心身の健全育成を図るため、校舎の改築時や余裕教室の活用により、ランチルームを設置する。

【実 績】 小学校18校に食卓テーブル、食卓椅子を整備

ウ ドライシステム調理施設の整備

【始 期】 平成10年度

【内 容】 給食施設の衛生管理の強化・徹底を図り、安全で安心な学校給食を実施するために「学校給食衛生管理基準」に基づき調理機器・器具等の整備・改善（ドライシステム化）を行い、衛生・作業環境に配慮した施設設備の整備を行う。

【実 績】 給食施設がある小学校43校中10校、中学校6校中2校に整備

(学校保健課)

(6) 学校給食支援システム管理

【始 期】 平成5年度

【内 容】 一連の給食管理業務を電算処理することにより、学校給食の効率的な運営と業務の省力化を図るため、学校給食支援システムを市教委・各学校（栄養教諭本務校）・東旭川学校給食センターに導入し、ネットワーク化による所要栄養量の計算、献立作成、物資の契約・発注・支払等の事務処理を行う。

機器構成 サーバー2台、端末34台

【事業計画】 新システム導入後、5年を目処にシステムの見直し、機器の更新を行い、給食管理業務の省力・効率化を図っていく。

【予算額】 12,864千円

(学校保健課)

(7) 給食施設整備事業

【始 期】 平成24年度

【内 容】 安全な学校給食を提供するため、老朽化した食器具及び給食設備の整備・改善を計画的に行い衛生管理の徹底を図る。

【予算額】 17,963千円

(学校保健課)

8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実

(1) 社会科副読本整備事業

【始 期】 平成6年度

【内 容】 小学校社会科副読本「あさひかわ」（教育委員会版 3・4年生合本）を3年生に無償配付する（2年間使用）ことで父母負担軽減を図る。

【実 績】

医師別	年度	R 2	R 3	R 4
印刷・配付数（冊）		2,650	2,725	2,600
事業費（千円）		2,580	2,632	2,592

【令和5年度事業計画】 予算額 2,571千円

・社会科副読本の印刷・配付 2,571冊

(学務課)

(2) 旭川市子ども議会事業

【始 期】 平成19年度

【内 容】 旭川市内の小学校5年生から中学校3年生を参加対象とし、本会議に向けた協議会及び本会議を開催する。

【令和元年度（前回）の事業実績】 3回の事前協議会を経て、子ども議員20名、理事者18名の参加により本会議を開催

【令和5年度事業計画】 予算額 54千円

・本会議に向けた協議会及び本会議の開催

(教育指導課)

9 一人一人のニーズに対応した教育の充実

(1) 特別支援学級・通級指導教室

ア 特別支援学級の設置状況

(令和5年5月1日現在)

障害区分	小 学 校			中 学 校			合 計			
	小中別	学校数(校)	学級数(学級)	児童数(人)	学校数(校)	学級数(学級)	生徒数(人)	学校数(校)	学級数(学級)	児童生徒(人)
知的障害学級		49	70	350	23	30	168	72	100	517
病弱・身体虚弱学級		38	38	55	16	16	21	54	54	76
肢体不自由学級		20	20	21	8	8	11	28	28	32
自閉症・情緒障害学級		48	151	969(3)	24	66	409(36)	72	217	1,379(39)
弱視学級		6	6	6	1	1	1	7	7	7
難聴学級		7	7	7	2	2	3	9	9	10
合 計			292	1,408(3)		123	613(36)		415	2,021(39)

※ 自閉症・情緒障害学級の児童生徒のうち、()内は、青雲小学校、中央中学校、東光中学校、啓北中学校に設置している不登校児童生徒を対象とした学級の人数(内数)

イ 通級指導教室の設置状況

(令和5年5月1日現在)

障害区分	小 学 校		中 学 校		
	小中別	学校数(校)	児童数(人)	学校数(校)	生徒数(人)
言語障害通級指導教室		5	131	1	4
難聴通級指導教室		1	1		
情緒障害通級指導教室		6	18	2	9
学習障害等通級指導教室		14	90	7	10
合 計			240		23

※ 中学校の言語障害通級指導教室及び難聴通級指導教室は、言語障害・難聴通級指導教室として設置

(2) 特別支援教育振興事業

【内 容】 障害等のある児童生徒への特別支援教育の振興を図り、障害等のある児童生徒の就学に要する保護者の経済的負担を軽減する。

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 35,675千円 中学校 15,899千円

- ・旭川市教育支援懇談会の運営
- ・特別支援教育就学奨励費の支給

ア 旭川市教育支援懇談会

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を図るため、特別支援学校等への就学又は転学に当たって意見交換を行うほか、障害のある児童生徒等に対する支援について意見交換を行う。

【構 成】 医師、学識経験者、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員、児童福祉施設の職員、障害者団体の構成員、その他教育長が必要と認めた者

イ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級等に在籍する児童生徒(生活保護、就学援助を受けている児童生徒を除く。)の保護者の経済的負担能力に応じ、学校給食費、通学費、学用品購入費等の必要な経費を支給する。

また、肢体不自由学級に在籍している児童生徒を対象に、保護者の負担軽減を図るため、バスによる通学が困難で助成を希望する保護者を対象にハイヤー代を助成する。

【特別支援教育就学奨励費の支給内容】

(令和5年度) (単位:円)

費目	支給限度額			
	小 学 校		中 学 校	
学 校 給 食 費	保護者負担額の2分の1		保護者負担額の2分の1	
通 学 費	保護者負担額 (認定区分Ⅲは保護者負担の2分の1)		保護者負担額 (認定区分Ⅲは保護者負担の2分の1)	
職 場 実 習 交 通 費			保護者負担額 (認定区分Ⅲは保護者負担の2分の1)	
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費	保護者負担額 (認定区分Ⅲは保護者負担の2分の1)		保護者負担額 (認定区分Ⅲは保護者負担の2分の1)	
修 学 旅 行 費		10,790		28,860
校 外 活 動 費 (宿 泊 無)	保護者負担額の2分の1	800	保護者負担額の2分の1	1,155
校 外 活 動 費 (宿 泊 有)		1,845		3,105
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費		5,820		11,370
新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費		25,555		30,490
体 育 実 技 用 具 費 (保護者負担額の2分の1)			柔 道	3,825
			剣 道	26,455
	ス キ ー	13,255	ス キ ー	19,015
拡 大 教 材 費 (保護者負担額の2分の1)	1冊当たり	5,250	1冊当たり	5,250

【支給状況】

(令和4年度) (単位:人,千円)

費目	小 学 校		中 学 校		
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
学 校 給 食 費	786	20,045	272	8,111	
通 学 費	2	7	5	67	
職 場 実 習 交 通 費			0	0	
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費	0	0	0	0	
修 学 旅 行 費	119	1,239	57	1,480	
校 外 活 動 費 (宿 泊 無)	385	288	90	82	
校 外 活 動 費 (宿 泊 有)	115	206	73	209	
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	770	3,957	255	2,021	
新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	107	2,047	87	2,298	
体 育 実 技 用 具 費	ス キ ー	130	1,312	22	283
	柔 道			6	14
	剣 道			0	0
合 計		29,101		14,565	

【ハイヤー代助成状況】

(単位:人,千円)

小中別	R2		R3		R4	
	支給人員	助成額	支給人員	助成額	支給人員	助成額
小学校肢体不自由学級	0	0	0	0	0	0
中学校肢体不自由学級	0	0	0	0	1	2
合 計	0	0	0	0	1	2

(学務課)

(3) 特別支援教育推進事業

【始 期】 平成18年度

【内 容】 特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、一人一人のニーズを把握し適切な教育的支援を行う。

【特別支援教育補助指導員配置状況】

(単位：人，校，千円)

年度	配置人数	配置校数	実績額
R2	83 (うち医療的ケアを行う看護師14人)	57	140,873
R3	84 (うち医療的ケアを行う看護師15人)	59	147,714
R4	86 (うち医療的ケアを行う看護師16人)	57	161,223

【令和5年度事業計画】 予算額 167,127千円

- ・特別支援教育補助指導員86人(うち医療的ケアを行う看護師15人)を特に支援が必要な学校に配置する。
- ・特別支援教育専門員を1人配置する。

(学務課)

＜子どもたちの学びの環境を整える＞

10 安全教育と安全対策の充実

(1) 通学路の安全対策

【始 期】 平成27年度

【内 容】 平成27年2月に策定した「旭川市通学路安全プログラム」に基づく交通安全の観点や、平成30年6月に国の関係閣僚会議が作成した「登下校防犯プラン」等による防犯・防災の観点から、関係者による通学路の合同点検を実施し、通学路の安全確保を図る。

【令和5年度事業計画】

- ・交通安全・防犯・防災の観点から関係者による通学路の合同点検を実施し、通学路の安全確保を推進する。

(教育指導課，学校保健課)

11 教材・教具の整備

(1) 学校運営充実費

【内 容】 教育課程の実施に要する楽器，体育用具，理科の実験用具等の教材備品や施設管理に係る除雪機，下駄箱等の一般備品，学校図書館の図書，テストやプリント作成のための用紙類，学校の維持管理に必要な清掃用品などの消耗品等を整備することで，教育環境の充実を図る。

【予算額】

年度	予算額	予算額(千円)			児童生徒一人当たりの額(円)
		小学校	中学校	合計	
R3		203,705	120,893	324,598	14,981
R4		185,159	110,327	295,486	13,942
R5		185,240	106,523	291,763	14,018

(学務課)

(2) 情報教育設備整備事業

【始 期】 小学校 平成8年度 中学校 平成2年度

【内 容】 情報化社会の進展の中で情報教育の推進を図り，小学校及び中学校学習指導要領に対応するため，小・中学校に学習者用コンピュータやインターネット環境を整備する。

【更新状況】

① 小学校 4校 更新台数（令和2年度から令和4年度まで） 113台

年度	更新学校 ※（ ）内は台数	年度計
R2		
R3	北鎮小（32）, 近文第2小（15）, 啓明小（35）, 共栄小（31）	4校 113台
R4		

② 中学校 0校 更新台数（令和2年度から令和4年度まで） 0台

年度	更新学校 ※（ ）内は台数	年度計
R2		
R3		
R4		

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 91,595千円 中学校 42,123千円

・学習指導要領及び教育振興基本計画に基づき、学校のICT環境の整備を図る。

(学務課)

(3) 学校ICT環境整備事業

【始 期】 令和元年度

【内 容】 高速大容量かつ安全な情報通信ネットワーク接続を可能とする環境の整備・維持を行うとともに、タブレット端末を授業等に活用するなど、GIGAスクール構想を推進する。

【令和5年度事業計画】 予算額 69,889千円

タブレット端末等のICT機器の円滑な運用と効果的な活用を図る。

(学務課)

12 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進

(1) 学校施設補修事業

【内 容】 校舎等施設の適切な維持管理を実施し、児童生徒の教育環境の整備を図る。

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 84,962千円 中学校 30,645千円

・校舎等一般修繕, 危険木伐採・枝剪定, 電波障害改善施設保守管理等

(学校施設課)

(2) 学校施設改修事業

【内 容】 老朽化した施設の改修を実施することにより、児童生徒が快適に生活できる環境を整備する。

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 46,800千円 中学校 32,000千円

・消防設備修繕, 遊具修繕, 受変電設備改修等

(学校施設課)

(3) 学校施設大規模改造事業

【始 期】 令和4年度

【内 容】 校舎・屋体の大規模改造（実施設計）を行う。

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 58,525千円 中学校 65,179千円

①小学校

・雨紛小学校耐震改修設計

- ・非構造部材耐震化設計
- ・日章小学校耐震改修工事（1年目）
- ②中学校
 - ・非構造部材耐震化設計
 - ・明星中学校耐震改修工事（1年目）

(学校施設課)

(4) 学校施設大規模改修事業

【始 期】 平成14年度

【内 容】 施設の抜本的な改修工事などを実施し、児童生徒の教育環境の整備を図る。

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 569,556千円 中学校 443,086千円

①小学校

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・緑新小学校給水設備改修実施設計 | ・近文第1小学校暖房設備改修実施設計 |
| ・大有小学校給水設備改修工事 | ・陵雲小学校トイレ改修工事 |
| ・共栄小学校暖房設備改修工事 | ・神居東小学校プール改築工事 |

②中学校

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・東陽中学校給水設備改修工事 | ・愛宕中学校暖房設備改修工事 |
| ・神居東中学校トイレ改修工事 | ・東鷹栖中学校暖房設備改修工事 [校舎] |

(学校施設課)

(5) 千代田小学校増改築事業

【始 期】 平成30年度

【内 容】 千代田小学校の校舎及び体育館の増改築工事等を実施する。

【令和5年度事業計画】 予算額 308,150千円

- ・グラウンド設計
- ・旧校舎屋体解体工事
- ・外構工事

(学校施設課)

(6) 豊岡小学校増改築事業

【始 期】 令和元年度

【内 容】 豊岡小学校の校舎及び体育館の増改築工事等を実施する。

【令和5年度事業計画】 予算額 1,405,150千円

- ・校舎増改築工事（2年目）
- ・旧校舎屋体解体設計
- ・グラウンド設計
- ・外構工事

(学校施設課)

(7) 永山西小学校増改築事業

【始 期】 令和2年度

【内 容】 永山西小学校の校舎及び体育館の増改築工事等を実施する。

【令和5年度事業計画】 予算額 373,404千円

- ・校舎屋体増改築工事（1年目）
- ・プール解体工事

・外構撤去工事

(学校施設課)

(8) PCB廃棄物処理事業

【始 期】 平成27年度

【内 容】 北海道PCB廃棄物処理計画により、PCB使用機器の処理を行う。

【令和5年度事業計画】 予算額 768千円

・PCB廃棄物運搬及び処理

(学校施設課)

(9) 学校照明LED整備事業

【始 期】 令和5年度

【内 容】 ESCO事業により、学校の照明器具をLED化する。

【令和5年度事業計画】 予算額 28千円

・ESCO事業プロポーザル審査会外部委員報酬

・ESCO事業プロポーザル審査会外部委員旅費

(学校施設課)

13 小・中学校の適正配置の推進

(1) 小・中学校適正配置推進事業

【始 期】 平成16年度

【内 容】 児童生徒のより良い教育環境を整備するため、教育の質を保証する適正な学校規模を確保するとともに、学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域を設定するため、旭川市立小・中学校の統廃合や通学区域の見直しを進める。

【令和5年度事業計画】 予算額 0千円

・旭川市立小・中学校適正配置計画（第2期（第1期末了分を含む。））の推進

(教育政策課適正配置担当)

(2) 廃校校舎等跡利用推進事業

【始 期】 平成29年度

【内 容】 廃校校舎等の跡利用者を募集し、応募者の中から跡利用者を決定する。

【令和5年度事業計画】 予算額 99千円

・跡利用者の募集・決定

(教育政策課適正配置担当)

(3) スクールバス運行事業

【始 期】 平成3年度

【内 容】 学校の統廃合に伴う児童生徒の通学手段の確保のため、それぞれの地域の児童生徒を統合先の学校への登下校のためのスクールバス等を運行する。

年 度	統 廃 合 校
平成2	就実小学校
平成8	近文第4小学校, 柏台中学校
平成11	上雨紛小学校
平成13	旭川第7小学校
平成16	近文第3小学校
平成17	旭川第4小学校, 豊里小学校, 豊里中学校
平成18	旭川第1中学校, 神居古潭小学校, 神居古潭中学校
平成19	千代ヶ岡中学校
平成20	雨紛中学校
平成27	聖和小学校
平成30	千代ヶ岡小学校
令和元	旭川第2小学校, 旭川第2中学校
令和4	旭川第1小学校

【スクールバス運行実績】

(令和4年度)

地 区	統 廃 合 校	児 童 生 徒 数
東 鷹 栖 地 区	近文第3小学校, 近文第4小学校, 柏台中学校	小学生9名, 中学生7名
東 旭 川 地 区	旭川第4小学校, 旭川第1中学校	小学生4名, 中学生11名
旭 川 小	旭川第7小学校	小学生2名
豊 里 地 区	豊里小学校, 豊里中学校	小学生6名
神 居 古 潭 地 区	神居古潭小学校, 神居古潭中学校	小学生5名
千 代 ヶ 岡 地 区	就実小学校, 千代ヶ岡中学校, 千代ヶ岡小学校	小学生6名, 中学生6名
雨 紛 地 区	上雨紛小学校, 雨紛中学校	小学生4名, 中学生6名
聖 和 地 区	聖和小学校	小学生8名
旭 正 忠 別 地 区	旭川第2小学校, 旭川第2中学校	小学生11名, 中学生12名

【予 算 額】 47,113千円

(学務課)

(4) へき地校の文化活動・体育活動の支援

【始 期】 昭和49年度

【内 容】 へき地校の児童生徒を対象に校外において学校行事等を実施する際の交通費の支援を行い、へき地校の教育振興を図る。

【実 績】

(単位:校,千円)

区分	R2		R3		R4	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
対 象 校	6	3	6	3	6	3
事 業 費	642	107	703	124	697	114

【令和5年度事業計画】 予算額 905千円

・小学校6校, 中学校3校

(学務課)

14 教育機会均等のための経済支援

(1) 就学助成事業

【内 容】 児童生徒の就学を支援するため、学用品費, 学校給食費, 医療費などについて援助し, 保護者の負担を軽減する。また学校管理下での災害に対し, 災害共済給付金の請求と給付を行う。

ア 就学援助制度

【内 容】 経済的に恵まれない児童生徒の保護者の負担軽減を図るため就学援助認定基準に該当する者に学用品費等を支給する。

【実 績】 就学援助認定者数（令和4年度：小1～中3） 3,586人
認定率（令和4年度：小1～中3） 16.4%

【就学援助費の支給内容】

(令和5年度)

費 目 (始 期)	内 容	支給対象	支 給 額
学用品費等 (昭和38年度)	各教科及び特別活動に必要なとされる学用品及び通常必要とする通学用品（靴，傘，上履き，帽子等）の経費や学校行事としての校外活動（社会見学等）及び芸術鑑賞に参加するための経費の一部を定額で支給	準要保護者	小：15,500円 中：27,310円
修学旅行費 (昭和38年度)	交通費，宿泊料，食事代，見学料及び均一に負担する必要経費の実費を支給	要保護者 準要保護者	対象経費の実費
通 学 費 (昭和38年度)	小学校4km，中学校6kmの通学距離（冬期間は小学校2km，中学校3km）があり，公共交通機関を利用した通学に伴う交通費（ひと月の普通定期代限度）を支給。ただし，自己の都合により学校指定変更した場合は除く。特別支援学級等の場合は距離制限なし。	準要保護者	列車代，バス代の実費相当額 （各月最大ひと月の普通定期代）
宿泊研修費 (昭和45年度)	学校行事として宿泊を伴う校外活動に参加する場合の経費で，交通費，見学料，その他の経費の実費を支給	準要保護者	対象経費の実費
海・山の学校費 (昭和45年度)	学校行事として校外活動に参加する場合の経費で，交通費，その他の経費の実費を支給	準要保護者	対象経費の実費
新入学用品費 (昭和49年度)	新入学に係る児童生徒が通常必要とする学用品に係る経費の一部を定額で支給	準要保護者	小：51,790円 中：60,730円
体育実技用具費 (昭和52年度)	スキー授業及びスケート授業を受けるために必要な用具の購入に係る経費を定額で支給	準要保護者	スキー 小：26,500円 中：38,030円 スケート 11,810円
医 療 費 (昭和38年度)	学校が治療の指示を行う学校病の治療費の自己負担分を支給	要保護者 準要保護者	医療費の実費分
学 校 給 食 費 (昭和31年度)	保護者が負担する給食費の実費を支給	準要保護者	給食費の実費分
P T A 会 費 (平成27年度)	P T A活動に要する費用として保護者が一律に負担すべき額のうち，保護者負担額の実費を支給	準要保護者	P T A会費の実費分 （上限あり）
生 徒 会 費 (平成28年度)	中学校の生徒会費として保護者が一律に負担すべき額のうち，保護者負担額の実費を支給	準要保護者	生徒会費の実費分 （上限あり）
ク ラ ブ 活 動 費 (平成29年度)	中学校の部活動に加入している生徒の保護者が一律に負担すべき共通経費（部活動費，入部費，育成会費，後援会費等）の2分の1の額を支給	準要保護者	対象経費の2分の1 （上限あり）

【就学援助費の実施状況】

(単位：人，千円)

支給費目		R2		R3		R4	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学用品費等	支給人員	2,526	1,499	2,467	1,414	2,293	1,290
	支給金額	37,823	39,706	36,900	37,378	34,110	34,196
新入学用品費	支給人員	385	437	325	409	363	386
	支給金額	18,784	25,228	16,616	23,611	18,800	23,418
通学費	支給人員	0	19	1	14	0	13
	支給金額	0	559	6	344	0	359
修学旅行費	支給人員	475	523	451	501	402	467
	支給金額	7,000	16,249	10,017	25,047	9,064	25,138
体育実技用具費	支給人員	989	393	945	438	832	366
	支給金額	26,209	14,920	25,042	16,657	22,048	13,867
宿泊研修費	支給人員	392	306	379	349	390	336
	支給金額	1,717	2,096	1,811	2,433	1,917	2,611
医療費	支給人員	117	42	106	30	91	30
	支給金額	1,522	463	1,145	421	970	368
学校給食費	支給人員	2,525	1,499	2,452	1,386	2,278	1,259
	支給金額	115,263	79,997	124,625	82,806	115,263	75,471
PTA会費	支給人員	2,170	1,364	2,121	1,271	1,937	1,151
	支給金額	3,550	2,224	3,348	2,277	3,190	2,054
生徒会費	支給人員		1,479		1,390		1,266
	支給金額		1,354		1,362		1,275
クラブ活動費	支給人員		912		980		890
	支給金額		3,112		4,362		4,080

※ 生徒会費とクラブ活動費は、中学校のみが対象。

【医療費の疾病ごとの内訳】

(令和4年度) (単位：人，円)

小中別 疾病区分・年度		小学校				中学校				合計	
		要保護		準要保護		要保護		準要保護			
		治療人員	医療費	治療人員	医療費	治療人員	医療費	治療人員	医療費	治療人員	医療費
結膜炎	R3	0	0	3	10,053	0	0	1	6,084	4	16,137
	R4	0	0	1	4,284	0	0	2	8,985	3	13,269
白癬・疥癬 ・膿疱疹	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中耳炎	R3	0	0	2	13,293	0	0	1	25,923	3	39,216
	R4	0	0	2	1,746	0	0	2	28,932	4	30,678
副鼻腔炎	R3	0	0	31	422,511	0	0	10	102,279	41	524,790
	R4	0	0	27	293,220	0	0	10	83,247	37	376,467
う歯	R3	0	0	92	699,369	0	0	22	286,337	114	985,706
	R4	1	4,640	71	665,719	0	0	20	247,224	91	912,943
アデノイド	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄生虫病	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	R3	0	0	128	1,145,226	0	0	34	420,623	162	1,565,849
	R4	1	4,640	101	964,969	0	0	34	368,388	135	1,333,357

イ 災害共済給付制度

【内 容】 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度に加入し、学校管理下での災害に対し、災害共済給付金を請求し、保護者に支給する。

【実 績】 災害共済給付支給総額 14,768,143円

【災害共済給付金請求における災害の発生状況】（令和4年度）

①場所別発生状況

(単位：件)

発生区分 小中別	場 所 別 発 生 状 況			合 計
	学 校 内		学 校 外 (道路その他)	
	校 舎 内	校 舎 外		
小 学 校	384	146	78	608
中 学 校	365	92	100	557
合 計	749	238	178	1,165

②災害別発生状況

(単位：件)

災害別 小中別	骨 折	捻 挫	挫傷・打撲	靭帯損傷	刺 傷	火 傷	挫 創	歯牙破折	その他	合 計
小 学 校	161	162	188	19	2	0	39	5	32	608
中 学 校	186	165	105	35	1	2	17	0	46	557
合 計	347	327	293	54	3	2	56	5	78	1,165

※ 本表は、請求件数を集計したものであり、延べ人数や実人員と異なる。

(学務課)

(2) 遠距離通学対策事業

【始 期】 平成2年度

【内 容】 冬期間（11月～3月）において、小学校4km以上、中学校6km以上の通学距離のある児童生徒（へき地学校及びへき地に準ずる学校に指定されている地域にあつては、小学校2km以上、中学校3km以上）を対象に、遠距離通学児童生徒の通学に要する費用の一部を補助（一人10,000円を限度）し、保護者の経済的負担の軽減を図る。

【実 績】

(単位：人, 千円)

区 分	R2		R3		R4	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児 童 生 徒 数	15	0	8	1	9	0
事 業 費	68	0	43	2	47	0

【令和5年度事業計画】 予算額 小学校 70千円 中学校 5千円

(学務課)

<子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる>

15 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

(1) 小中連携一貫コミュニティ・スクール推進事業

【始 期】 平成27年度

【内 容】 9年間を見通した系統的な教育活動や、小学校から中学校への円滑な接続を目指す取組など小中連携・一貫教育を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携を促進し、地域の特性に応じたコミュニティ・スクールの推進を図る。

【令和5年度事業計画】 予算額 1,764千円

- ・小中連携・一貫教育の取組の推進
- ・旭川市コミュニティ・スクール研修会等の実施
- ・コミュニティ・スクールに係る取組の推進

(教育政策課)

16 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

(1) 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」に基づく取組の推進

【内 容】 児童生徒の豊かな学びや成長に向け、教職員が心身ともに健康でいきいきと児童生徒と向き合える環境づくりのため、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」に掲げる目標の達成に向け、プランに位置付けた取組を進める。

【プランに基づく具体的取組】

- ・学校閉庁日の設定
- ・教職員の意識調査の実施
- ・スクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフの配置
- ・部活動指導員の配置 など

(教職員課)

(2) 教職員の福利厚生

【内 容】 教職員の健康保持のため、北海道教育委員会、公立学校共済組合、教職員互助会等と連携して健康診断などを実施する。

ア 健康診断

学校保健安全法に基づき教職員を対象とした定期健康診断を実施するほか、メンタルヘルス不調の未然防止のためストレスチェックを実施する。また、公立学校共済組合と連携し、人間ドック、脳ドック、婦人がん検診等を実施する。

イ 健康相談

教職員の健康に関する相談に対応するため、各小中学校に健康管理医を配置する。また、教職員のメンタルヘルスケアのため教職員相談室を設置する。

(教職員課)

17 学校における指導体制の充実

(1) 教職員の研修

【内 容】 国や北海道の教育動向に的確に対応し、本市の教員一人一人が資質能力を着実に高めていくことができるよう、教員研修計画を策定するとともに、効果的・効率的な教員研修の実施に取り組む。

ア 研修事業

教育公務員特例法に基づき教員研修計画を策定し、法定研修である初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修を実施するほか、教育課題に対応した各種研修を実施する。さらに、文部科学省、北海道教育委員会、上川教育研修センター等が実施する研修への参加や校内研修の実施を奨励する。

(1) 基本研修

- ・初任段階教員研修（1年次（第Ⅰ期・第Ⅱ期）・2年次・3年次・4年次・5年次）
- ・中堅教諭等資質向上研修（第Ⅰ期・第Ⅱ期・教職大学院公開授業）
- ・学校運営研修会

(2) 教育課題研修

- | | | |
|------------------|-----------------|-------------------|
| ・小（中）学校教育課題編成協議会 | ・生徒指導研究協議会 | ・学力向上研修会 |
| ・体力向上研修会 | ・小中学校教員英語力向上研修会 | ・総合的な学習の時間研修会 |
| ・道徳科研修会 | ・プログラミング教育研修会 | ・ICT活用リーダー研修会 |
| ・ICT活用研修会 | ・性の多様性に関する研修会 | ・児童虐待対応、防止に関する研修会 |
| ・小学校教員英語研修会 | ・いじめ防止対策研修会 | |

(3) 専門研修

- ・特別支援教育コーディネーター等交流研修会
- ・スキー実技研修会
- ・学校保健研修会

イ 研究団体助成

教育に関する研究や研修を実施している旭川市教育研究会に対する助成を行う。

【予算額】 800千円

(教職員課)

(2) 上川教育研修センター運営負担金

【始 期】 昭和48年度

【内 容】 運営費の負担により教職員の研修機会の充実を図り、教職員の資質向上と教育の振興に資する。

【予算額】 15,300千円

(教職員課)

(3) 各種教育研究大会開催補助金

【内 容】 本市で開催される各種教育研究大会に対する助成を行う。

【実績】 160千円（令和4年度）

【予算額】 小学校 0千円 中学校 320千円

(教職員課)

(4) 学校訪問指導

【内 容】 法令や学習指導要領、旭川市教育大綱、第2期旭川市学校教育基本計画や令和5年度旭川市教育行政方針等に基づき、市内小・中学校を訪問し、各学校における学校経営や学習指導、生徒指導、学校保健に関する指導・助言を行い、旭川市の学校教育の充実・向上に資する。

【令和5年度事業計画】

ア 計画訪問

- ・学校経営訪問

校長等との協議等を通して、各学校の学校経営の方針や取組状況等を把握し、指導・助言を行う。

- ・教科等訪問

授業参観を通して、各学校の授業改善などの取組状況等を把握するとともに、教頭、主幹教諭又は教務主任のほか、教務・研修を推進する教諭と協議等を行う。

- ・いじめ対策に係る訪問

校長等との協議等を通して、令和5年度の学校におけるいじめ対策に係る取組状況を把握

し、指導・助言を行う。

・学校保健訪問

校長及び養護教諭との面談等を通して、各学校の学校保健に関する取組状況等について意見交換や情報共有を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

イ 要請訪問

・公開研究会及び校内研究会の授業、学校保健に関する事項等について、各学校からの要請により、指導・助言を行う。

ウ 臨時訪問

・ア及びイ以外の内容について、必要に応じて訪問し、指導・助言等を行う。

(いじめ対策担当，教育指導課，学校保健課)